

南知多町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年 3月31日

南知多町長

南知多町議会議長

南知多町選挙管理委員会

南知多町代表監査委員

南知多町農業委員会

南知多町水道事業管理者

南知多町教育委員会

南知多町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、南知多町長、南知多町議会議長、南知多町選挙管理委員会、南知多町代表監査委員、南知多町農業委員会、南知多町水道事業管理者及び南知多町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年 4月 1日から平成33年 3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

南知多町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標、取組及び実施時期

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、代表監査委員事務局、農業委員会事務局、水道事業部局及び教育委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、その達成に向けた取組を本計画期間内に実施する。

目標①：管理的地位への女性職員の登用

平成32年度までに、事務職における管理的地位にある女性職員の割合を、平成27年度実績の8.1%より引上げ、10%以上とする。

〈取組内容〉

- ア 平成28年度より女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置する。
- イ 平成28年度より女性職員のみを対象とする研修や外部研修（市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所等）への派遣を行う。
- ウ 平成28年度より、昇任資格制度の見直しを行い、育児休業より復帰した職員を始めとする子育て中の職員が円滑に昇任していくことができる制度の確立に努めていく。

目標②：男性職員の育児参加

平成32年度までに、男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得率を平成26年度実績の50%から100%に引き上げる。

〈取組内容〉

- ア 平成28年度より、出産を控えている全ての男女に対し、人事担当者による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進に努める。
- イ 平成28年度より、定例部課長会議等の場において男性の育児休業取得の促進に向けて管理職員等を対象にした意識改革を促していく。